

第3部 公害の現状と対策

第 3 部 公害の現状と対策

本県における公害問題は、工業県や大都市市街地にみられるような問題は少ない。

本県の公害は、本県の重要産業であり中小企業が大半を占める食料品工業及び畜産に起因する公害があげられ、その主体をなすものは水質汚濁、悪臭である。

大企業では、米子市に立地しているパルプ工場の水質汚濁と悪臭に問題がある。美保湾の水質汚濁負荷量の 80% を占め、またその悪臭は広範囲の地域にわたっている。

このほか、採石場の汚水により漁民との間に問題も多いが、工場、事業場からの廃油、一般家庭からの汚水による水質汚濁も見逃すことはできない。

公共用水域の水質は、意外に汚濁が進行している。美保湾、日本海沿岸の海域中海、東郷池、湖山池の湖沼、千代川、天神川、日野川の三大河川と県内の主要水域の環境基準の類型のあてはめを終った。しかし、美保湾、中海、東郷池、湖山池は、あてはめられた環境基準類型を達成するため公共下水道の整備、工場、事業場の排水規制の強化など施策が要請されている。中海とくに米子湾、東郷池、湖山池のように閉鎖的環境にある水域では富栄養化現象の進行がみられるので水質改善のための施策の実施に当っては特に留意する必要がある。

三大河川の下流についても、天神川、日野川は若干の汚濁の進行が認められる。

大気は、まず清浄といえる。今後とも急激な悪化は考えられない。

大気汚染物質の拡散については、大気の逆転層が重大な因子であるが、米子測候所のフンオゾンゲによる垂直温度分布調査によれば、米子地方に若干の逆転層がみられるものの同時期には季節風が卓越して吹くので、とくに問題とならない。

しかし、問題があるとすれば、一酸化炭素である。一部の測定点において朝夕の時間帯に若干の汚染が認められることがあるが、県内自動車保有台数、県外自動車乗入れの増加は、汚染を進行させるおそれがある。

騒音は、現在、鳥取市と米子市が規制地域として指定されている。今後当然規制地域を拡大する必要があるが、本県の場合、深夜（午後 10 時～翌日の午前 6 時）騒音について、全県下すべての事業活動にともなう騒音を県条例によって規制している。これは全国的にみても例がない。

従来、市街地にあって問題となっていた米子市、倉吉市の鍛造工場ならびにチ
ャップ工場の3工場は、移転、防音設備の設置により解決し、現在、大きな騒音発
生源はない。

しかし、交通騒音は、交差点付近で通常の自動車走行のパターンと異なるもの
の測定の結果は騒音の環境基準を上廻っているところがあり、一酸化炭素の場合
と同様、将来騒音のうちでとくに交通騒音が問題となるであろう。

悪臭は、広範囲に影響を及ぼしている米子市のパルプ工場の悪臭のほか、悪
臭の苦情のなかで80%を占める畜産及び畜産と同様に本県の重要産業のひとつ
である水産加工業等が発生源である。昭和48年度から市町村長の意見を聞きつ
つ逐次規制地域を指定していくこととしているが、とくに、住居地域及びその周
辺にある悪臭発生源の規制は、適確な防止技術が必ずしもないことから
問題点が多い。

休廃止鉱山の鉱害は、県内に散在している休廃止鉱山のうち岩美鉱山、百谷鉱山
の排水に含まれる重金属によって河川の汚染、土壌の汚染が認められた。

健康被害が心配されたカトミウムは、米のなかに人為的な汚染が認められると
云われている数値の0.4 ppm以上の測定値が得られたものが若干あったが、食
品衛生法に基づく規格基準玄米中1 ppmを越えたものは幸いなかった。また、
地域住民に対する尿の検査の結果健康被害は認められなかった。

農作物に被害を与えるといわれている土壌中銅125 ppm以上含有する水田は、
両鉱山の排水流域に若干あり、排水中に高濃度の銅を含む岩美鉱山について
は、現在、通産省の補助をうけて排水処理施設を建設中であり、百谷鉱山につ
いては、農業用水路の新設等の対策が検討されている。

他の休廃止鉱山についても、引き続き水質のは握をつづけていく必要がある。

工業開発 中海、美保湾周辺地域は、昭和41年に指定された中海地区新産業
都市の中核として整備が進められているが、日本列島改造計画の推進によって、
山陰地方の工業開発の中心として木材、食品および機械工業等開発が進めら
れるものと考えられる。

他県においては、工業化偏重の開発政策を反省して生活優先を強く打ち出そう
とする機運が高まっている。しかし、地域開発を必要とする本県においては、自
然保護、公害防止を当然の課題としながら、住民福祉の向上のためには工業開
発を進めなければならないところに本県の悩みがある。

これまでの開発がGNPを追い、経済効率にのみとられたために環境汚染をひき起こし、自然環境や生活環境を踏みにじる結果になった。

今後地域の開発にあたっては、地域の環境受容能力の推定、開発段階ごとの汚濁負荷量の将来予測、計画内容が地域の環境保全上適正な規模の範囲内にあるか否かを総合的にチェックする必要がある、環境保全上の限界に達したと判断されれば、それ以上開発は認めないこととすべきである。

しかしながら、これらの手法は世界的には未開発な分野であり、環境庁における手法の確立までには1~2年はかかりそうである。したがって、当面は、大気、水質、騒音等の環境基準をものさしとして、充分なる配慮をしつつこれに対処していくべきである。

チ
発

の
場

画
つ
つ
周
て

山

と
食
まナ

は、
て
つ

る。
産業
て、
れる

そう
自
門発

第 1 章 大 気 汚 染

第 1 節 概 況

1 いおう酸化物

ア 二酸化鉛法

本県においては、昭和45年から4市（鳥取市、倉吉市、米子市および境港市）の18地点（市街化区域）において、二酸化鉛法によるいおう酸化物の濃度測定を実施しているが、この結果昭和46年度の平均値の最高は米子商工会議所0.526 $\text{SO}_3 \text{mg}/100 \text{cm}^3/\text{日}$ （以下単に mg ）最低は倉吉市役所0.034 mg 、昭和47年度の平均値の最高は米子警察署0.452 mg 、最低は境港警察署0.037 mg であり、数値の変動はあまりみられず、また各地点の測定値は前年より減少した地点が多いが、このことから汚染が減少しているとはいえない。

昭和47年度の各市の全測定値の平均をみると、米子市0.238 mg 、鳥取市0.180 mg 、境港市0.159 mg 、倉吉市0.103 mg で、ばい塵発生施設数の多い市ほどいおう酸化物の測定値も高くなっている。

これら二酸化鉛法による測定結果は、表3-1-2の汚染度の評価を参考として判断すれば軽微な汚染といえるが、表3-1-3に示すように重油の消費量が年々増加していることは、大気汚染につながるものとして考慮すべき問題である。

表3-1-1 二酸化鉛法によるいおう酸化物の濃度測定結果

測定地点		昭和46年度 ($\text{SO}_3 \text{mg}/100 \text{cm}^3/\text{日}$)	昭和47年度 ($\text{SO}_3 \text{mg}/100 \text{cm}^3/\text{日}$)	備考
鳥取市	鳥取警察署	0.253	0.140	
	鳥取家政高校	0.245	0.170	
	鳥取市立病院	0.407	0.270	
	鳥取保健所	0.425	0.150	
	山陰合銀鳥取支店	0.448	0.170	

測定地点		昭和46年度 (SO ₃ mg/100cm ² /日)	昭和47年度 (SO ₃ mg/100cm ² /日)	備考
倉吉市	倉吉市役所	0034	0053	
	日交バス新町営業所	—	0239	
	県立厚生病院	0072	0057	
	日の丸バス上井営業所	0083	0063	
米子市	夜見鉄工団地	0285	0124	
	NHK住吉中継所	0062	0077	
	皆生温泉会館	0179	0212	
	米子保健所	0222	0215	
	米子商工会議所	0526	0350	
	米子警察署	0258	0452	
境港市	済生会境港病院	0510	0371	
	境港警察署	0067	0037	
	米南高境分校	0071	0069	

表3-1-2 二酸化鉛法によるいおう酸化物汚染度の評価

汚染度	SO ₃ mg/100cm ² /日	評価
汚染度第1度	0.5以上1.0未満	軽微な汚染
〃 第2度	1.0以上2.0未満	普通度の汚染
〃 第3度	2.0以上3.0未満	中等度の汚染
〃 第4度	3.0以上4.0未満	やや高度の汚染
〃 第5度	4.0以上	高度の汚染

表3-1-3 最近3年間の重油消費量

(Kℓ)

種類	平均いおう分(%)	44年	45年	46年
A 重油	09	56,326	78,193	96,912
B 重油	24	47,607	47,907	53,588
C 重油	30	82,613	103,601	107,562
計	—	186,546	229,701	258,062

イ 自動測定（溶液導電率法）

昭和47年度より従来の二酸化鉛法による測定のほか、鳥取市において自動測定装置による測定を開始した。

測定結果は表3-1-4のとおり年間を通じての1時間値の最高は0.059 mg/m³、1時間値の平均値0.012 mg/m³で、国が示した環境基準（55頁参照）をじゅうぶん満足する数値であった。

表3-1-4 昭和47年度亜硫酸ガス自動測定結果

測定方法 溶液導電率法
測定機器 電気化学GR-3C形
測定場所 衛生研究所

測定月	1時間値 の最高値	1時間値 の最低値	1時間値 の平均値
	mg/m ³	mg/m ³	mg/m ³
5月	0.020	0.005	0.012
6月	0.031	0.004	0.013
7月	0.025	0.004	0.013
8月	0.034	0.003	0.01
9月	0.026	0.008	0.013
10月	0.041	0.005	0.012
11月	0.027	0.004	0.010
12月	0.036	0.006	0.012
1月	0.039	0.004	0.010
2月	0.059	0.005	0.014
3月	0.040	0.004	0.012
平均	0.034	0.005	0.012

2 浮遊粉じん

ア デホントゲーン法（降下はいじん量）

昭和46年9月からデポジットゲージ法による降下はいじん（粉じんの粒径の大きいもの）量の測定を3市（鳥取市、米子市、境港市の各地点）で昭和47年度は倉吉市を加えて4市で実施した。この結果、月平均値の最高は昭和46年米子市10.77 t/Km²/月（以下単に t）、昭和47年度米子市、境港市7.7 t、最低は昭和46年境港市9.40 t、昭和47年度倉吉市0.8 tであり昭和47年度の9月以降の平均値を前年同期間と比較すれば8.17 t～9.04 tとなり大きな変動は認められない。

短期間の測定で汚染の変動は推定できないが、表3-1-7に示した評価表を参考とすればばいじんによる大気汚染は軽微なものと言えよう

表3-1-5 昭和46年降下ばいじん量の測定結果

(t/Km²/月)

測定地点		S46年 9月	10月	11月	12月	S47年 1月	2月	3月	平均
鳥取市	山陰合同銀行鳥取支店	1740	—	700	930	760	1340	670	1023
米子市	米子警察署	1242	1188	964	872	1344	917	1012	1077
境港市	済生会院 境港病院	1089	1048	577	837	1247	900	885	940

表3-1-6 昭和47年度降下ばいじん量の測定結果

(単位. t/Km²/月)

測定点		測定月	47年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	48年 1月	2月	3月	平均
鳥取	山陰合同銀行鳥取支店		67	32	118	13	17	14	04	08	248	78	16.7	11.4	7.3
倉吉	倉吉市役所		29	20	15	15	08	26	16	43	85	46	79	119	4.2
米子	米子警察署		82	47	79	31	116	17	21	100	144	99	110	81	77
境港	済生会院 境港病院		103	42	59	34	107	35	67	154	91	96	80	60	77

表3-1-7 デポジットゲージ法による降下ばいじん汚染度の評価

汚染度	降下ばいじん量 (t/Km ² /月)	評価
汚染度第1度	10以下	軽微な汚染
〃 第2度	10以上20未満	中等度の汚染
〃 第3度	20以上	高度の汚染

イ 自動測定（浮遊粉じん量）

昭和47年度から鳥取市において自動測定装置による測定を開始した。

測定結果は、表3-1-8のとおりであるがこの測定装置は、大気中に浮遊する粒子状物質のすべてを測定するため、粒径10 クロン以下の粒子状物質のみを対象とした国の環境基準（55頁参照）とこの測定値をただちに対比することはできないが、粒径10 クロン以上の物質が含まれていてもなお軽微な汚染といえよう。

昭和48年度から測定を較正するため、ローボリウムエアサンプラー測定をあわせて行なうこととしている。

表3-1-8 昭和47年度浮遊粉じん量測定結果

測定方法 光散乱法
測定機器 柴田化学 A-632
測定場所 衛生研究所

測定月	1時間値 の最高値 mg/m^3	1時間値 の最低値 mg/m^3	1時間値 の平均値 mg/m^3
5月	0135	0	0026
6月	0905	0001	0057
7月	0105	0	0028
8月	0980	0013	0169
9月	0990	0010	0285
10月	0990	0005	0312
11月	0990	0002	0126
12月	0400	0002	0040
1月	0980	0010	0115
2月	0980	0015	0217
3月	—	—	—
平均	0746	0006	0136

備考 浮遊粉じんの粒径にかかわらず測定したものである。

3 一酸化炭素

ア 検知管法

本県においても、図3-1-1のとおり自動車保有台数が年々増加し、自動車排ガスによる大気の汚染が考えられるため、昭和45年から3市（鳥取市、倉吉市および米子市）の13地点において検知管法（北川式検知管）による一酸化炭素の環境濃度の測定を実施した。

この結果、各地点の5回の測定の平均値は表3-1-9のとおりであるが、最高値をみると、昭和46年度米子市山陰合同銀行前の67ppm、昭和47年度鳥取市日交旅行センター前84ppmと増加がみられる。これは午前8時の測定で216ppmを記録したことに起因し、この調査時の自動車交通量（10分間運行台数416台）に影響されたものと考えられる。

その他の地点においても前年より増加した地点がみられるが、一酸化炭素濃度は10ppm以下であり 急激な汚染の進行は認められなかった。

図3 県内自動車保有台数の推移

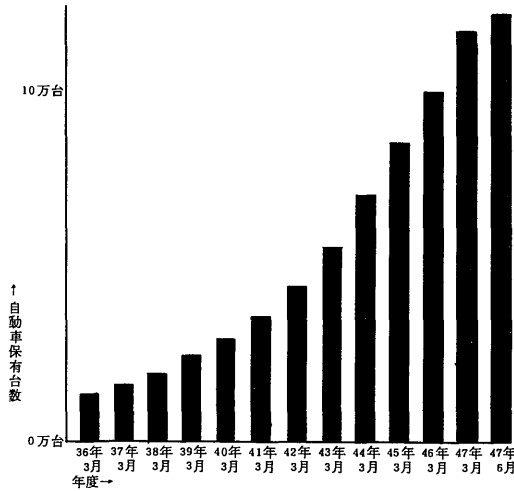


表3-1-9 検知管法による一酸化炭素の濃度測定結果

測定地点		昭和46年度		昭和47年度		測定年月日
		気温 (°C)	CO (ppm)	気温 (°C)	CO (ppm)	
鳥取市	鳥取駅前	23.9	5.2	21.5	5.8	昭和46年度 10月11日
	日交旅行センター前	23.6	5.4	21.0	8.4	昭和47年度 10月24日
	みかど会館前	24.6	5.3	23.5	7.7	
	鳥取県庁前	24.5	5.0	23.0	5.1	
	五臓円前	23.5	5.2	23.5	6.1	
倉吉市	打吹駅前	17.0	5.8	20.5	8.0	昭和46年度 10月12日
	倉吉駅前	16.0	5.0	20.0	4.4	昭和47年度 10月19日
	宮川町ロータリー	16.4	5.4	20.5	5.8	
米子市	明治生命前	17.6	5.8	30.6	4.3	昭和46年度 10月13日
	山陰合銀米子支店前	17.8	6.7	24.9	4.5	昭和47年度 10月18日
	中国電力前	18.1	5.8	25.0	6.8	
	茶町角	18.3	5.0	23.0	5.1	
	米子駅前	19.6	6.5	22.5	6.3	

備考 測定値は8時、10時、12時、14時および17時の5回測定した値を平均したものである。

イ 自動測定

昭和47年度より非分散形赤外線分析法による自動測定を鳥取市日交旅行センターで測定を行った。測定結果は、定められた環境基準値（ 頁参照）を大幅に下廻っている。また、検知管法による測定と並行して、米子市、倉吉市の各1地点で自動測定を行なったが、いずれも環境基準以下であった。

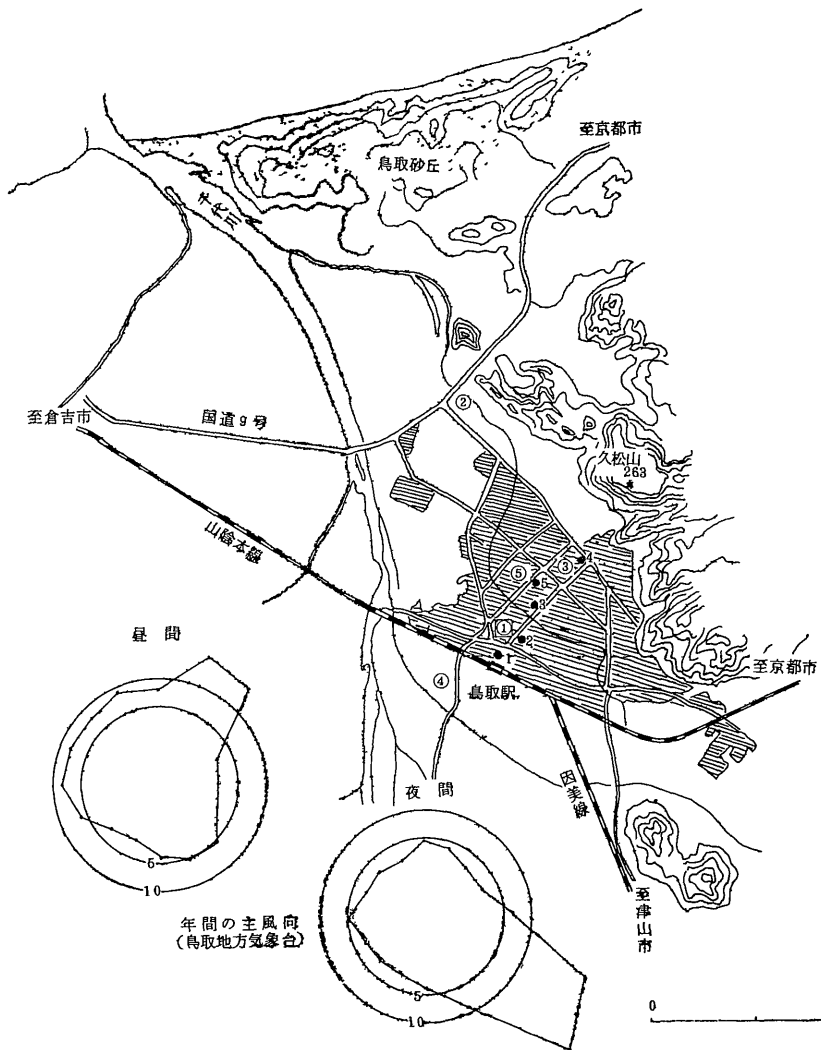
表3-1-10 昭和47年度一酸化炭素測定結果

測定方法 非分散形赤外線分析法
 測定機器 日立堀場AMPA-10形
 測定場所 鳥取市日交旅行センター

測定月日	連続する8時間の1時間値 (平均)	連続する24時間の1時間値 (平均)
6月6日	40 ppm	— ppm
7月7日	67	—
8月10日	107	—
9月19日	70	—
10月24日 ～10月25日	77	52
12月19日 ～12月20日	109	68
1月19日 ～1月20日	62	41
2月21日 ～2月22日	94	58
3月13日 ～3月14日	66	45
1017～18 米子市明治生命	47	32
1018～19 倉吉市打吹駅前	60	42

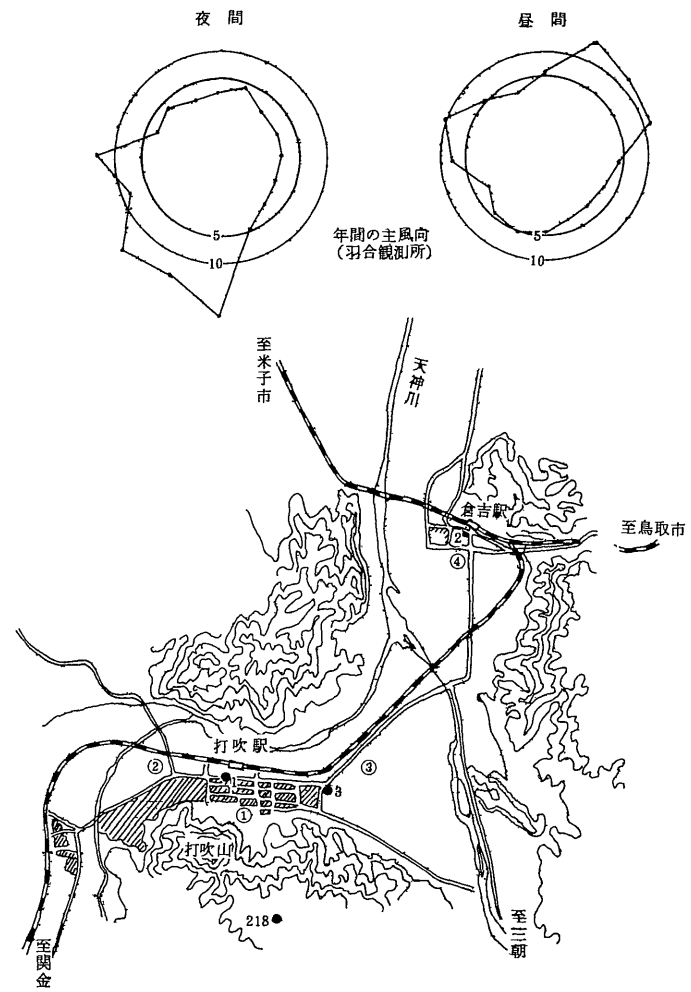
備考 6月 7月の測定時間は、6時間、9月の測定時間は7時間である。

図3-1-2 大気汚染の測定地点位置図



項目	いおう酸化物
市名	①山陰合銀鳥取支店 ②鳥取警察署 ③鳥取家政高 ④鳥取市立病院 ⑤鳥取保健所
鳥取市	①山陰合銀鳥取支店 自動車排出ガス 1 鳥取駅前 2 日交交通センター 3 みかど会館 4 鳥取県庁 5 五蔵円

項目	いおう酸化物
市名	①倉吉市役所 ②日交バス新町営業所 ③県立厚生病院 ④日の丸バス上井営業所
倉吉市	自動車排出ガス ・打吹駅前 ・倉吉駅前 ・宮川町タリ

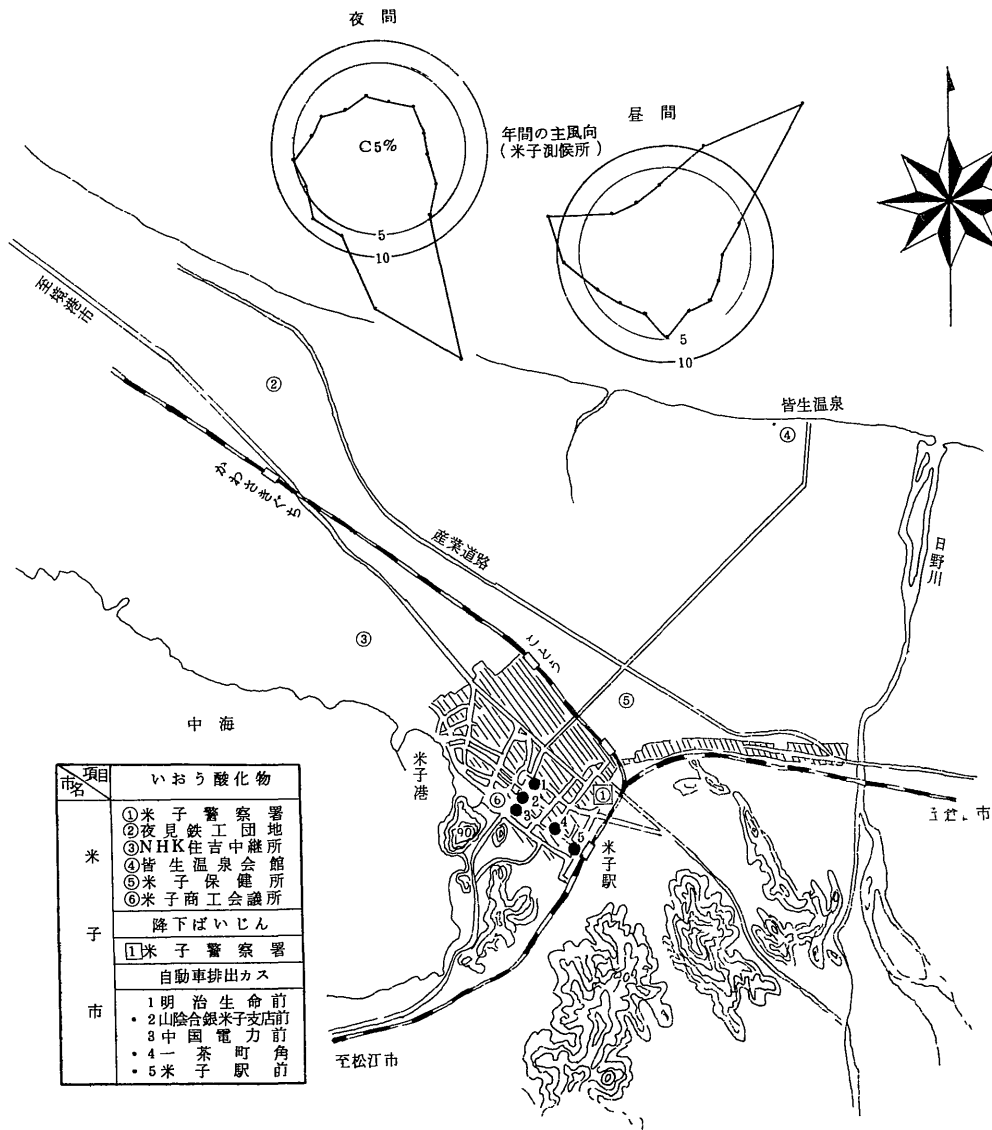


夜間

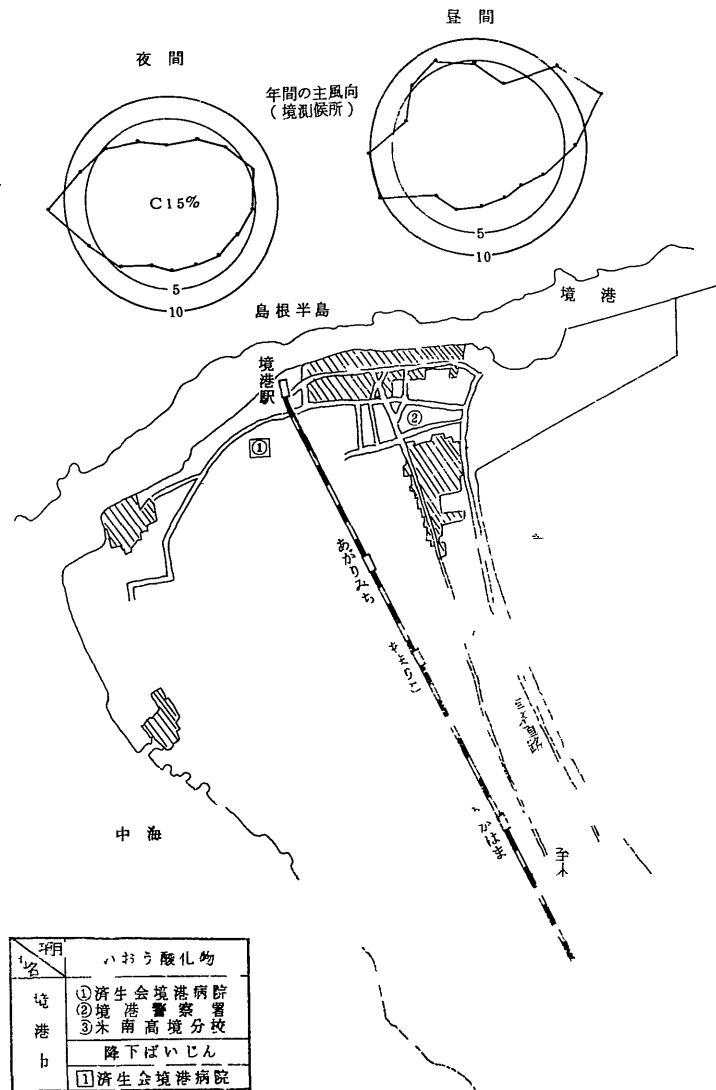
昼間

年間の主風向
(羽合観測所)

年間の主風向
(鳥取地方気象台)



項目	いおう酸化物
米子市	①米子警察署 ②夜見鉄工団地 ③NHK住吉中継所 ④皆生温泉会館 ⑤米子保健所 ⑥米子商工会議所 降下ばいじん ①米子警察署 自動車排出ガス 1 明治生命前 ・ 2 山陰合銀米子支店前 3 中国電力前 ・ 4 一茶町角 ・ 5 米子駅前



項目	いおう酸化物
境港市	①済生会境港病院 ②境港警察署 ③米南高境分校 降下ばいじん ①済生会境港病院

第2節 大気汚染防止対策

1 大気汚染に係る環境基準

公害対策基本法第9条第1項の規定に基づき、人の健康を保護しおよび生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、昭和44年2月いおう酸化物に係る環境基準、昭和45年2月一酸化炭素の環境基準が閣議決定された。また、浮遊粒子状物質に係る環境基準が、昭和47年1月1日告示された。

いおう酸化物に係る環境基準（昭和44年2月12日閣議決定）

人の健康に関するいおう酸化物に係る環境基準は次のいずれをも満たすものとする。

- (1) ア 年間を通じて、1時間値が0.2ppm以下である時間数が、総時間数に対し、99%以上維持されること。
イ 年間を通じて、1時間値の1日平均値が0.05ppm以下である日数が、総日数に対し、70%以上維持されること。
ウ 年間を通じて、1時間値が0.1ppm以下である時間数が、総時間数に対し、88%以上維持されること。
- (2) 年間を通じて、1時間値の年平均値が0.05ppmをこえないこと。
- (3) いずれの地点においても、年間を通じて、大気汚染防止法に定める緊急時の措置を必要とする程度の汚染の日数が、総日数に対し、その3%をこえず、かつ、連続して3日以上続かないこと。

一酸化炭素に係る環境基準（昭和45年2月20日閣議決定）

人の健康に関する一酸化炭素の環境基準は、一酸化炭素による影響の特性にかんがみ年間を通じて常に次の(1)および(2)の条件が維持されるものとする。

- (1) 連続する8時間における1時間値の平均は、2.0ppm以下であること。
- (2) 連続する24時間における1時間値の平均は、1.0ppm以下であること。

（注） 1および2の条件は、一酸化炭素の人体等に対する影響についての知見の進展、一酸化炭素に係る測定技術の進歩等のほか、一酸化炭素濃度の時間的変動に関するパターンの進移の実態等に照らして、今後も定期的に科学的な検討が加えられ、必要に応じて改訂されるべきものとする。

浮遊粒子状物質に係る環境基準（環境庁告示第1号 昭和47年1月11日）
人の健康に関する浮遊粒子状物質に係る環境基準は、次のいずれをも満たすものとする。

- (1) 連続する24時間における1時間値の平均値が、大気1立方メートルにつき、0.10ミリグラム以下であること。
- (2) 1時間値が大気1立方メートルにつき0.20ミリグラム以下であること。
- (3) 「浮遊粒子状物質」とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10クロノ以下のものをいう

2 法 条例による規制

(1) 大気汚染防止法

大気汚染防止法のしくみとしては、ばい煙排出者の遵守すべき排出基準が定められ、排出基準に適合しない場合は、知事は計画変更や改善を命じ、また、罰則が適用される。県は、排出基準の遵守を監視するとともに施設の改善等について指導を行ない、大気汚染の防止に努めている。いおう酸化物の排出基準は、地域（8ファンク）ごとに異なる基準が定められ、ばいじんについては施設の種類、規模ごとに全国一率、粉じんについては、粉じん発生防止のための施設基準が定められている。いおう酸化物の排出基準は、排出口の高さに応じて定められたいおう酸化物の量の許容限度として、 $q = 222 \times 10^{-3} \times He^2$ （ q .いおう酸化物の量、 He .有効排出口の高さ）と定められている。

昭和46年度末および昭和47年度末のばい煙発生施設は、表3-1-11
表3-1-12.改善指導の状況は表3-1-13のとおりである。

表3-1-11 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設種類別届出数

(昭和48年3月31日現在)

施設 \ 保健所	鳥取	郡家	浜村	倉吉	米子	根雨	計
ボイラー	117 (89)	9 (8)	12 (10)	44 (33)	139 (104)	9 (7)	330 (251)
転 炉	(-)	(-)	(-)	(-)	1 (0)	(-)	1 (0)
溶 解 炉	(-)	(-)	(-)	(-)	10 (-)	(-)	10 (1)
加 熱 炉	(-)	(-)	(-)	9 (1)	25 (1)	(-)	34 (2)
焼 成 炉	3 (2)	(-)	(-)	(-)	5 (2)	(-)	8 (4)
直 火 炉	(-)	(-)	(-)	(-)	2 (1)	(-)	2 (1)
乾 燥 炉	5 (4)	3 (3)	(-)	4 (4)	6 (5)	2 (2)	20 (18)
電 気 炉	(-)	(-)	(-)	(-)	2 (0)	(-)	2 (0)
廃棄物焼却炉	3 (3)	3 (3)	1 (-)	5 (5)	15 (7)	4 (4)	31 (23)
計	128 (98)	15 (14)	13 (11)	62 (43)	205 (121)	15 (13)	438 (300)

(注)()は事業場の数である。

表3-1-12 大気汚染防止法に基づく粉じん発生施設種類別届出数

(昭和48年3月31日現在)

施設 \ 保健所	鳥取	郡家	浜村	倉吉	米子	根雨	計
堆 積 場	-	1 (1)	-	1 (1)	3 (3)	-	5 (5)
ヘルトコンベアー バケットコンベアー	-	1 (0)	-	-	2 (2)	2 (2)	5 (4)
破 碎 機 摩 碎 機	-	3 (1)	-	1 (1)	1 (0)	4 (0)	9 (2)
ふ る い	-	1 (0)	-	1 (0)	-	1 (0)	3 (0)
計	-	6 (2)	-	3 (2)	6 (5)	7 (2)	22 (11)

(注)()は事業場の数である。

表3-1-13 ばい煙発生施設の改善指導件数

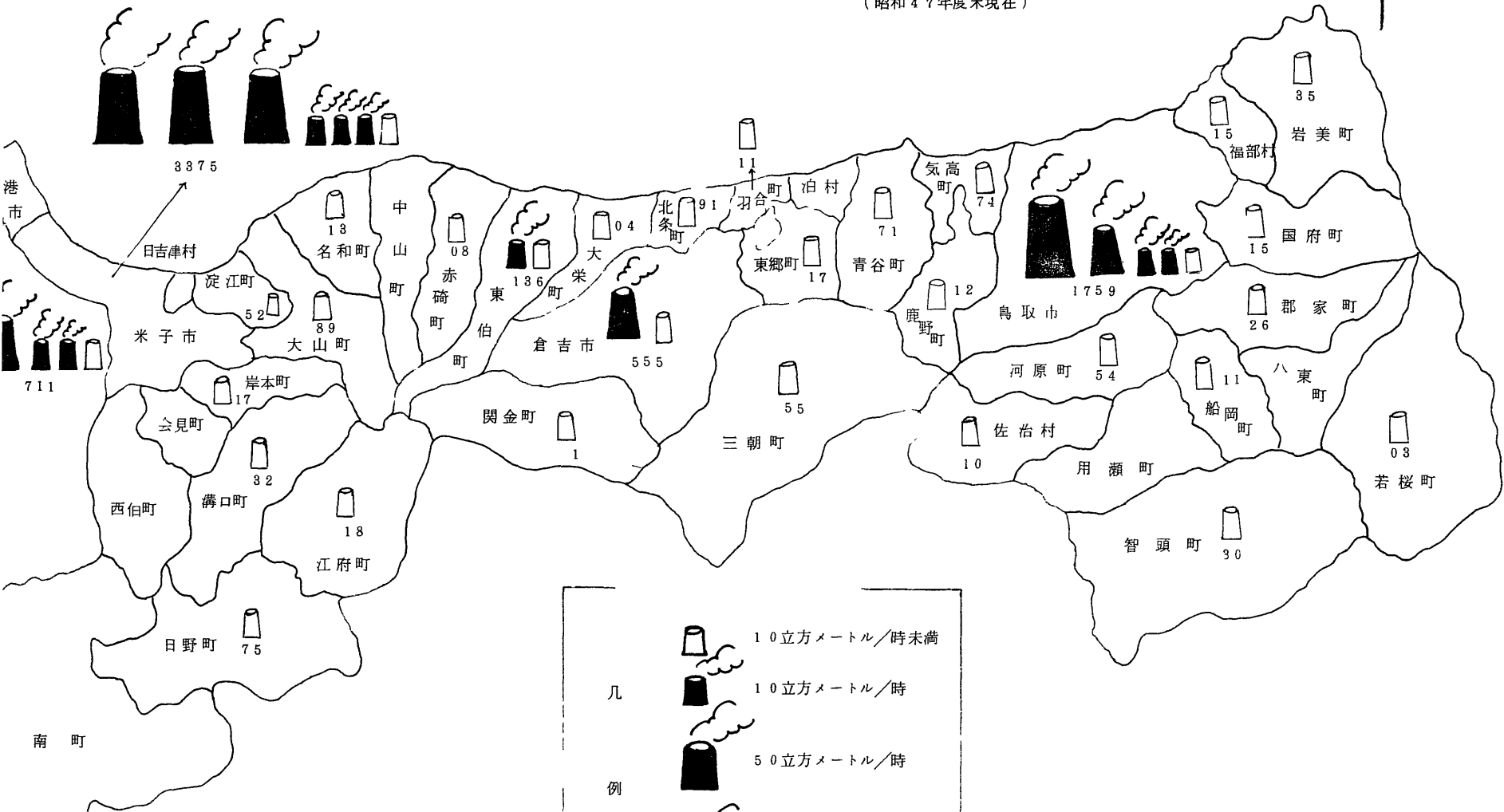
政令 番号	施 設 名	昭和46年度		昭和47年度	
		届出数	指導件数	届出数	指導件数
1	重油ボイラー	284	9	314	32
	石炭ボイラー	4	0	3	
	その他ボイラー(木屑)	11	0	13	
4	転 炉	1	0	1	
5	溶 解 炉	10	0	10	
6	加 熱 炉	33	1	34	
9	焼 成 炉	8	2	8	
10	直 火 炉	2	0	2	
11	乾 燥 炉	10	1	20	
12	電 気 炉	2	0	2	
13	廃棄物焼却炉	21	0	31	
総 計		386	13	438	32

このほか、県下のばい煙発生施設(386施設)について、届出事項の内容、いおう酸化物の排出量のチェックを行なった結果、排出基準の違反のおそれかみとめられた施設が5施設(乾燥炉1 ボイラー4)あり、これら施設の設置者に対して、低いおう分燃料への切替え 実煙突高の補正等の指導を行ない改善が行なわれた。

ばい煙発生施設(表3-1-11)が全て稼動したと想定した場合の地域別のいおう酸化物の理論排出量は図3-1-3のとおりとなる。昭和47年度から鳥取市(衛生研究所)にいおう酸化物の自動測定を開始したところであるが、さらに米子市についても大気汚染の適確な握が要求されるわけで、昭和48年度からとりあえず米子保健所においていおう酸化物の自動測定を開始することとしている。さらに昭和48年度から光化学スモッグなどを加えた総合的な大気汚染の実態を握するため鳥取市(衛生研究所)でオキシダント、炭化水素、窒素酸化物についても常時自動測定を実施し、昭和48年度以降米子市にもいおう酸化物のほか、各種大気汚染物質の測定機器を整備していくこととしている。



図3-1-3 地域別におう酸化物排出量(立方メートル/時)の推定図
(昭和47年度末現在)



(2) 公害防止条例

大気汚染防止法の一部改正が昭和45年12月に公布され、昭和46年6月24日施行されたのに伴い、従前の公害防止条例(昭和44年12月20日公布)を廃止し新しく条例を昭和46年10月12日公布し、昭和47年4月1日からパーク炭製造施設および貯蔵施設、打綿機および混打綿機を粉じん関係特定施設とし、施設管理基準(表3-1-15)を定めて規制することとした。

表3-1-14 粉じん関係特定施設と規模

施設名
1 パーク炭(のこ屑、木皮等を炭化させ微粉炭にしたもの)製造施設および貯蔵施設
2 打綿機および混打綿機

表3-1-15 粉じん関係特定施設に係る構造並びに使用および管理に関する基準

管理基準
次の各号のいずれかに該当すること。
1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。
2 フードおよび集じん機が設置されていること。
3 戸、窓等が密閉されていること。
4 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

表3-1-16 公害防止条例に基づく粉じん関係特定施設種類別届出数

(昭和48年3月31日現在)

施設 \ 保健所	鳥取	郡家	浜村	倉吉	米子	根雨	計
打綿機	14 (12)	8 (8)	6 (6)	23 (23)	38 (34)	5 (5)	94 (88)
混打綿機	2 (1)			9 (1)			11 (2)
パーク炭製造(貯蔵)施設		2 (2)		1 (1)			3 (3)
計	16 (13)	10 (10)	6 (6)	33 (25)	38 (34)	5 (5)	108 (93)

(注)()は事業場の数である。